

登別市DX推進計画 2026 (基本計画)

登 別 市

令和8年3月



目 次

用語集	1
第1章 登別市におけるDX推進の方向性	4
1-1 登別市DX推進計画の趣旨	4
1-2 計画の位置づけ	5
1-3 計画の期間	6
第2章 情報化をめぐる動向	7
2-1 国における情報化政策の動向	7
(1) 官民データ活用推進基本法	7
(2) 行政のデジタル化の推進	8
(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画	9
(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	10
2-2 北海道における情報化政策の動向	11
(1) 北海道Society 5.0推進計画	11
(2) 北海道データ連携基盤共同利用ビジョン	12
第3章 計画の推進・検証体制	13
3-1 基本理念	13
3-2 基本方針	14
3-3 計画の推進	15
(1) 組織体制の整備	15
(2) 外部人材の活用	15
(3) デジタル人材の育成	15
3-4 計画の点検・評価	16

用語集

No.	用語	解説
1	アプリケーション	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと。
2	インターネット	共通の通信規約を利用して、世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
3	エンゲージメント	働き手が組織や仕事に対して抱く貢献意欲や思い入れ、愛着などのこと。やりがいの実感や働きやすさなどで高まり、生産性の向上・業務の効率化や仕事に対してより意欲的となることが見込まれ、組織全体の効率に大きな影響を与える。
4	オープンデータ	公的機関等のデータを、一定制限の元で誰もがアクセス、再利用、再配布できるように、フォーマット処理されて公開されたデータのこと。
5	キャッシュレス	「クレジットカード」「電子マネー」「二次元コード」等による支払いのように、現金でのやり取りなしで決済がなされること。
6	クラウド	データサービスやインターネット等の技術が、ネットワーク上にあるサーバ群にあり、ユーザは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ利用することができるコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。
7	クラウドバイデフォルト	システムの構築や整備をする時には、クラウドサービスの利用を第1候補として検討を行うこと。
8	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、アプリケーションを自由にに入れて利用することができる携帯電話端末のこと。
9	タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作できるほか、キーボードを組み合わせるとパソコンのように利用することができる携帯情報端末のこと。
10	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
11	テレワーク	情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
12	電子メール	パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの情報機器同士が、専用のメールソフトを使って、インターネットなどのネットワークを利用して情報をやりとりする機能のこと。
13	ネットワーク	複数のコンピュータを接続して、データを共有化したり、他のコンピュータ機能を利用したり、共有のプリンタを使用したりできるようにする通信網のこと。

14	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。非定型・非構造化データなどありとあらゆるデータを総称して使用される。
15	ぴったりサービス	国が運用するオンラインサービスである「マイナポータル」の機能のなかで、子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手続のオンライン申請実現に活用できるシステムのこと。
16	フロントヤード改革	住民と行政の接点であるフロントヤードにおいて、マイナンバーカードを活用したオンライン申請や「書かないワンストップ窓口」など、住民サービスの向上と業務効率化を同時に進める取組のこと。
17	ベース・レジストリ	住所や所在地、法人の名称など、様々な場面で参照されるデータからなるデータベースのこと。国が整備を進めており、各種手続きで必要となる証明書等の取得が不要になったり、手入力が不要になったり、あるいは手続き自体が不要となるなど、国民の利便性向上や行政運営の効率化が見込まれる。
18	リモート会議	電話回線やインターネット回線を利用して、オンライン上で会議を行う仕組みのこと。
19	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする手続きをすべて完了することができるように設計したサービスのこと。
20	A B W	Activity Based Working の略で、仕事の内容や目的に合わせて、働く場所や時間を職員が自由に選べる働き方のこと。
21	A I	Artificial Intelligence: 人工知能の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
22	B P R	Business Process Re-engineering の略で、業務の効率化やコスト削減、サービス向上などを目的に、業務内容や業務フロー、組織構造そのものを見直し、再設計すること。
23	C I O	Chief Information Officer の略で、情報化戦略の最高責任者のこと。
24	E B P M	Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づき立案すること。
25	G I G A スクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略で、文部科学省が1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちを誰一人残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現させる構想のこと。
26	ガバメントクラウド	国が提供する、国及び自治体が共通的に利用できるクラウドサービスの利用環境のこと。
27	I C T	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術総称のこと。「情報通信技術」と和訳されることが多い。

28	I o T	Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれ、電子機器や車といったあらゆるモノに通信機能を持たせることで、相互に通信できるほか、インターネットにつながり情報をやり取りすること。
29	I T	Information Technology の略で、情報を取得、加工、保存、伝送するための技術のこと。
30	L G W A N	地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークのこと。
31	O O D A (ウーダ) ループ	業務管理手法の一つで、観察 (Observe) → 状況判断・方向づけ (Orient) → 判断・意思決定 (Decide) → 行動 (Action) という4段階の活動を繰り返し行うことで、社会情勢の変化に即応し、迅速な意思決定を行っていく手法のこと。
32	P D C A サイクル	業務管理手法の一つで、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 検証・評価 (Check) → 見直し・改善 (Action) という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。
33	R P A	Robotic Process Automation の略で、これまで人の手により端末で行ってきた定型作業を、事前に覚えさせたルールを元に、自動で作業を行うツールのこと。
34	S N S	Social Networking Service の略で、情報共有・コミュニティ型のサービスや Web サイトのこと。
35	S o c i e t y (ソサエティ) 5. 0	自動車の自動運転や医療・介護現場におけるロボットなどあらゆる技術を実生活の中で活用し、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来の姿のこと。

第1章 登別市におけるDX推進の方向性

1-1 登別市DX推進計画の趣旨

現在、ICT（情報通信技術）は広く社会に浸透し、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、インターネットやネットショッピングの利用、電子メールやSNSによるコミュニケーション、ビッグデータやオープンデータの利活用促進、AIの実用化の進展など、ICTを利活用したサービスの多様化・高度化が進み、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、生活様式や働き方など、社会全般に大きな変化をもたらし、遠隔での授業やリモート会議などといったデジタル技術活用の重要性が高まりましたが、デジタル技術を使いこなすことのできる人材の不足や特別定額給付金をはじめとした諸手続きにおけるデジタル化対応の遅れが顕在化したことなどから、行政サービスのあり方を見直す契機となりました。

本市は、このような状況に対応していくため、国や北海道の動向を踏まえつつ、令和4年（2022年）3月に「登別市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」（以下「登別市DX推進計画」という。）を策定し、これまで取り組んできた行政情報化と地域情報化の取組をさらに推進してきました。登別市DX推進計画は令和7年度（2025年度）までの計画期間となっていることから、これまでの考えを踏まえながら、国や社会のデジタル化に対応するため、登別市DX推進計画2026（以下「本計画」という。）を策定します。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは
新たなデジタル技術の導入により、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促して、より良い社会に変革していくこと。

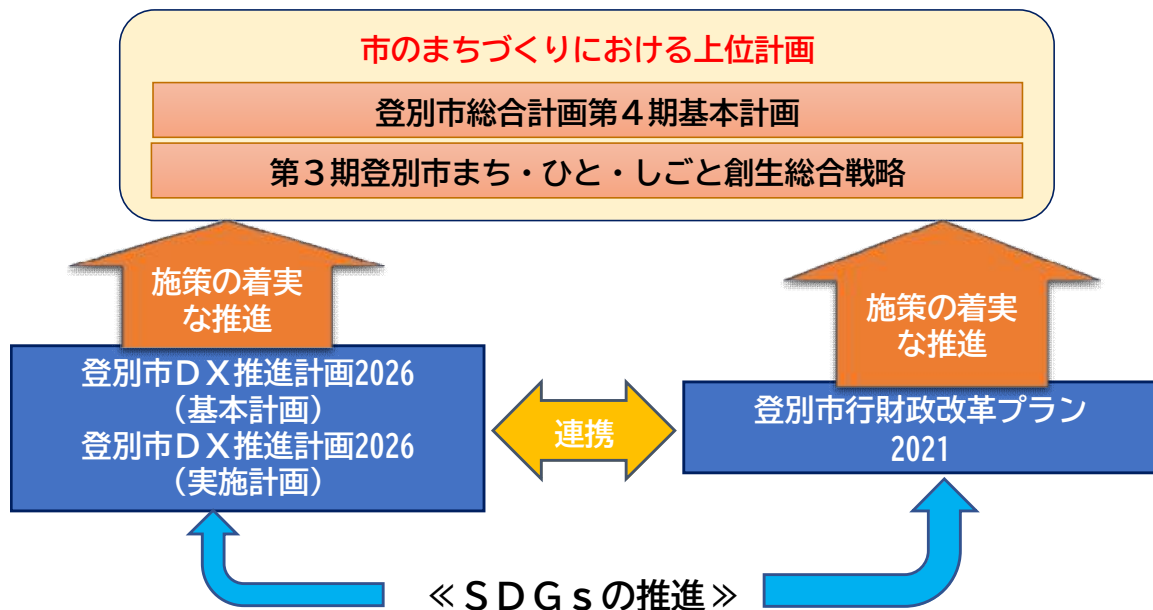
1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「登別市総合計画第4期基本計画（令和8年（2026年）3月）」及び「第3期登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和8年（2026年）3月）」を上位計画とし、これらの計画の施策の着実な推進を図るため、DXの推進に関する基本方針を「登別市DX推進計画2026（基本計画）」として位置づけるとともに、3つの基本方針に沿って、それぞれの分野における施策を積極的に推進するために、本計画とは別に「登別市DX推進計画2026（実施計画）」（以下「実施計画」という。）を定め、取組を推進していきます。

また、取組の推進にあたっては、持続可能な行財政運営の実現に向け、令和3年（2021年）に策定した「登別市行財政改革プラン2021」と連携を図りながら進めていくこととします。

なお、「官民データ活用推進基本法」において、市町村は、当該市町村の区域における官民データ活用の推進についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）の策定に努めるものとされていることから、本計画はその趣旨を踏まえ、登別市の「市町村官民データ活用推進計画」としても位置づけます。

【図 計画の位置づけ】



SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す取組であり、本市でも誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現に向け、さまざまな施策を通じて推進しています。

本計画においても、誰一人取り残されることなく、安心して住み続けることができるまちづくりを目指して、デジタル技術を活用しながら、SDGsが掲げる17の目標のうち、「住み続けられるまちづくりを」や「パートナーシップで目標を達成しよう」をはじめとしたSDGsの推進につながる取組を進めます。



1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、ICTの進展や市民ニーズ、国や北海道の動向に急激な変化があった場合は必要に応じた見直しを行います。

また、実施計画については、取組内容について進捗状況を確認する必要があることや社会情勢に対応して新たな取組を行う場合、計画に盛り込む必要があることから、毎年度見直しを行います。

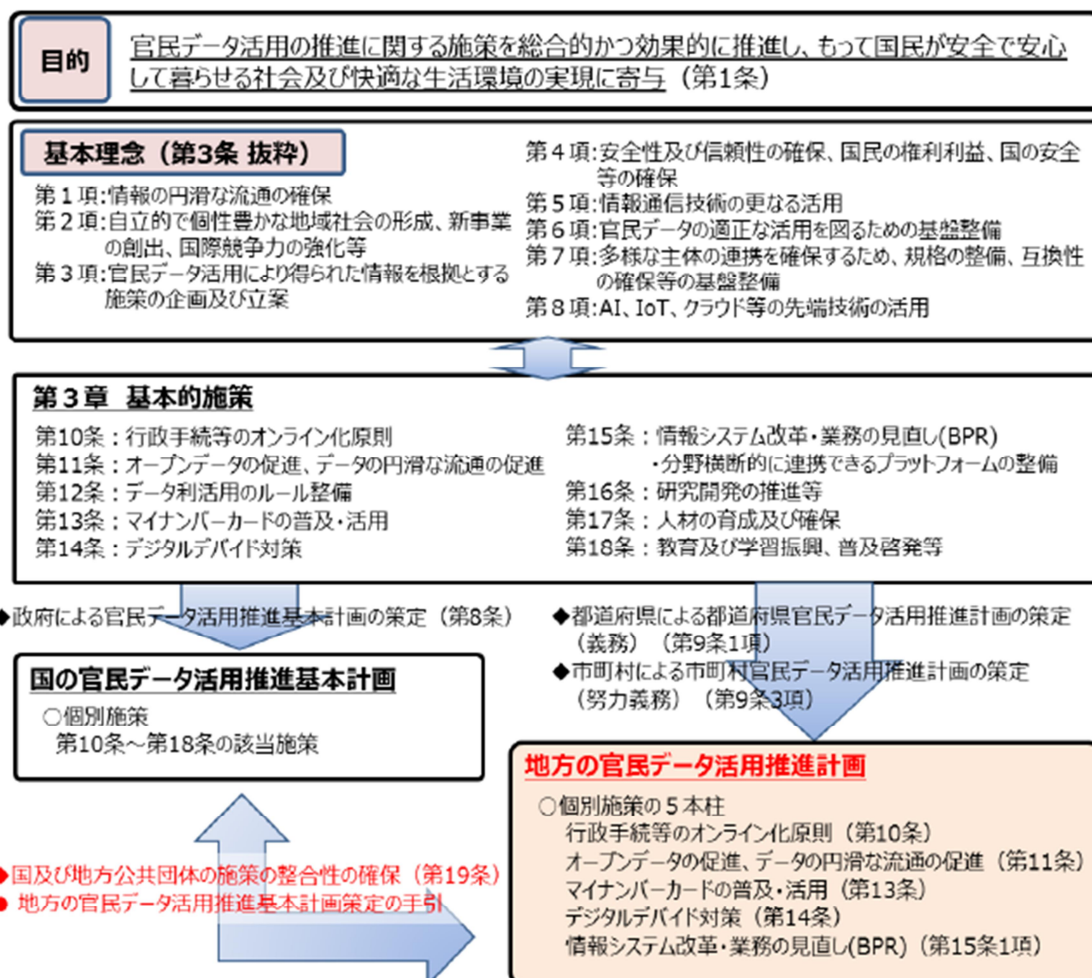
第2章 情報化をめぐる動向

2-1 国における情報化政策の動向

(1) 官民データ活用推進基本法

平成28年(2016年)12月、データ利活用の環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法が公布・施行され、この法律に基づき、市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされました。

「市町村官民データ活用推進計画」では、「行政手続等のオンライン化原則」、「オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進」、「マイナンバーカードの普及・活用」、「デジタルデバイス対策」、「情報システム改革・業務の見直し(BPR)」の5つの個別施策について盛り込むことが求められています。



出典:内閣官房IT総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」より

(2) 行政のデジタル化の推進

令和元年（2019年）12月、デジタル手続法が施行され、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）の3つを基本原則とし、地方公共団体においても行政手続の原則オンライン化が努力義務とされました。

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ① 行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ② 行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

○行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・ 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
- ・ 本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・ 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・ オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共有化

デジタル・デバイドの是正

- ・ 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・ 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

出典：内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル手続法の概要」より

(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会形成基本法の成立を受け、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行政サービスの非効率等を根本的に解決することを目指し、社会全体のデジタル化を進めるために「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定しました。

この計画は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指すとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が実現できる社会づくりを進めるための指針を示したもので、「AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進」、「AIフレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）」、「競争・成長のための協調」、「安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組」、「我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）」について、重点的に取り組むこととしています。

令和7年度デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）

（令和7年6月13日閣議決定）

目指すべき6つの姿は引き続き維持

① デジタル化による成長戦略 ② 準公共分野のデジタル化 ③ デジタル化による地域の活性化 ④ 誰一人取り残されないデジタル社会 ⑤ デジタル人材の育成・確保 ⑥ DFPTの推進を始めとする国際戦略

取組の方向性と重点的な取組

異分野を含めた関係行政機関・民間事業者の協業（連携・協力）による従来にはない新たな価値の創出 ▶ デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やす 制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組推進

<p>(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進</p> <p>① AIの活用環境の整備と利活用の促進 政府等におけるAI基盤(ガバナンス/AI取組)の構築・積極的な利活用/AI統括責任者(CAIO)、先進的AI利活用アドバイザー)一歩一歩の設置等政府内のガバナンス・推進体制構築/地方公共団体・民間事業者との共創</p> <p>② 地方創生2.0(地域におけるデジタル・新技術の徹底活用) デジタル公共財の共同利用・共同調達促進/Wel-Being指標の活用/NFT等の活用により地域の潜在価値を引き出す/地域交通DXの推進</p> <p>③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進 マイナンバーカードを活用したオンライン(税金受取口)便活用、出生・引継手続等/市民カード化(保険証、免許証、在留カード等)一体化、救急業務、被災者支援等/民間ビジネス利用/スウェッチ/事業者手続のデジタル化 など</p>	<p>(3) 競争・成長のための協調</p> <p>① データ連携・利活用推進 重点分野(医療、金融、教育、農業、公共事業、産業分野等)におけるデータ連携・利活用/トラスト基盤整備やデータ標準化・構造化、データ連携プラットフォームの信頼性確保等/データ戦略の司令塔機能/DFPTの一層の具体的推進</p> <p>② 防災・医療・子ども・教育等の準公共分野におけるデジタル化 防災デジタルプラットフォームの構築/防災アプリ開発・利活用の促進等/一人一人の状況に応じた被災者支援の充実/医療費助成受給者証や診療券との一体化/電子カルテ情報の標準化等/「ブッシュ型子育て支援」の実現(子育て支援制度/レジストリの整備、ブッシュ型配信の仕組み構築)/保育業務施設管理プラットフォームの全国展開/保活情報連携基盤の構築/教育分野の認証基盤の調査研究等の実施/自動運転バス/タクシーの実装推進</p> <p>③ 国の情報システムの最適化 ガバメントクラウド利用推進(大口割引、開発者向け環境の提供)、GSSの導入拡大、コスト削減と費用対効果の最大化</p> <p>④ 地方公共団体情報システムの統一・標準化 移行期間に向けて円滑かつ安全な移行の推進、特定移行支援システムへの積極的な支援、システム運営経費に係る総合的な対策</p> <p>⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進</p> <p>⑥ これからの行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現</p> <p>⑦ 産業全体のモダン化</p>
<p>(2) AIフレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）</p> <p>① デジタル行政改革の推進 利用者視点での規制・制度の見直し、官民データ法の抜本改正や新法などの検討</p> <p>② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む制度の見直し 条例等の見直し促進、デジタル法制審査</p> <p>③ ベース・レジストリ(公的基礎情報データベース)の整備・運用 法人ベース・レジストリ、不動産ベース・レジストリ、アドレス・ベース・レジストリの整備・運用</p> <p>④ オープンデータの推進</p> <p>⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保</p> <p>⑥ デジタルの利用環境・インフラ整備 安全・安心な通信インフラの構築・運用、クラウドサービス産業の育成</p> <p>⑦ AI向け計算資源・データセンターの整備の加速 ワット・ビット連携によるAI向け計算資源やデータセンターの適地への地方分散</p>	<p>④ サイバー・犯罪対策</p> <p>⑤ サイバーセキュリティの確保 官民の情報共有の強化/人材・産業を育成するエコシステムの形成/サプライチェーンのセキュリティ強化</p>
<p>(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組</p> <p>① デジタルリテラシー(デジタルを正しく理解し活用する力)の向上</p> <p>② アクセシビリティ(誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境)の確保</p> <p>③ 偽・誤情報対策</p>	<p>③ 社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化 データ政策/AI社会実装/デジタル人材育成等の司令塔機能の強化/デジタルのメリットを国民によりわかりやすく伝える</p>
<p>(5) 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）</p> <p>① 社会におけるデジタル人材の確保・育成</p> <p>② 政府におけるDX推進体制の強化</p>	

第2 重点政策一覧 / 第3 工程表 / 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 / 第5 デジタル行政改革会議「データ活用制度の在り方に関する基本方針」

出典：デジタル庁「令和7年度デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）」より

(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

国は、令和2年（2020年）12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げました。

また、基本方針で掲げたビジョンの実現には、市区町村の役割は重要であるとして、国が主導的な役割を果たし、自治体全体が足並みを揃えて取り組むための施策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）を策定し、令和7年（2025年）12月までに7回の改定が行われています。

自治体DX推進計画における重点取組事項として、「自治体フロントヤード改革の推進」、「地方公共団体情報システムの標準化」、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進、「公金収納におけるeL-QRの活用」、「マイナンバーカードの取得支援・利用の推進」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体のAIの利用促進」、「テレワークの推進」の7つが挙げられ、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として「デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化」、「デジタルデバйд対策」、「デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し」の3つが挙げられています。

自治体DX推進計画等の全体像		参考資料
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し ○ 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進 		
<p style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">今回改定</p> <p style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">自治体DX推進計画（2020.12策定、2025.12改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各自治体においてDXを進める前提となる考え方 <ul style="list-style-type: none"> ① BPRの取組の徹底 ② 自治体におけるシステム整備の考え方 ③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進 ■ 自治体におけるDXの推進体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県と市区町村の連携による推進体制の整備 ■ 自治体DXの重点取組事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 自治体フロントヤード改革の推進 ② 地方公共団体情報システムの標準化 ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進 ④ 公金収納におけるeL-QRの活用 ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 ⑥ セキュリティ対策の徹底 ⑦ 自治体のAIの利用推進 ⑧ テレワークの推進 ■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルデバйд対策 ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し 	<p style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">自治体DX推進手順書（2021.7策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体DX全体手順書（2025.3改定） <ul style="list-style-type: none"> ・ DXの推進に必要な想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行 ■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2024.9改定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示すもの ■ 自治体フロントヤード改革推進手順書（2025.5策定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト採択団体の取組等に基づき、改革の各段階でやるべきことや留意点を示すもの ■ 自治体DX推進参考事例集（2025.6改定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DX、④共同調達に整理し、参考事例集としてまとめたもの <p style="background-color: #fff3cd; padding: 2px;">地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12策定、2025.6改定）</p> <p>これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの</p>	

出典：総務省「自治体DX推進計画概要」より

2-2 北海道における情報化政策の動向

(1) 北海道Society 5.0推進計画

北海道は、令和元年度（2019年度）、北海道が直面する様々な課題に対し、未来技術を積極的に利活用し、10年後の北海道の未来社会を見据えた「北海道Society 5.0構想」をとりまとめました。

また、ICTが全ての根幹のインフラとなることでIoTやAI、ロボットなどの未来技術の活用を一層推進し、北海道を取り巻くあらゆる課題を解決するとともに、感染症や大規模自然災害などの不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を解決だけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、産業競争力の強化や地域の活性化、より質の高い暮らしを実現するため、北海道全体の指針とすべく「北海道Society 5.0推進計画」を策定しました。



区分	2021	2022	2023	2024	2025	… 2030
暮らし	医療・福祉 教育 地域生活	交通・物流 環境・エネルギー	コロナ対応 感染症の流行に備えた対策	未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活の実現		
	産業	農林水産業 地産産業 研究開発	観光振興 社会資本整備	経済活動への影響対策	未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造	
		行政	利用者視点のデジタル化 マイナンバー制度		行政のデジタル化の推進	未来技術の活用とそれを前提とした仕組みづくり
データ	オープンデータの推進 データの利活用			情報保護法(77)等を通じた感染まん延の防止	データの共有と活用の仕組みづくり	
基盤	情報通信基盤の整備 セキュリティ対策 デジタル人材の育成・確保		先ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保	未来技術を支える社会的・人的基盤の整備		

「北海道Society 5.0」実現へ

出典：北海道「北海道Society 5.0推進計画」より

(2) 北海道データ連携基盤共同利用ビジョン

北海道は、令和6年(2024年)5月に国がデータ連携基盤の共同利用の基本的な考え方を示したことを受け、データ連携基盤の乱立を抑制し、共同利用を推進することを基本とした「北海道データ連携基盤共同利用ビジョン」を令和7年(2025年)3月に策定しました。

「北海道データ連携基盤共同利用ビジョン」では、既存の基盤を保有し他団体との共同利用を目指す市町村と連携することや、道外を含めた共同利用を進めること、基盤を必要とする市町村と基盤を保有する市町村との協議が円滑に進むよう支援することなどを明記しています。

第3章 計画の推進・検証体制

3-1 基本理念

令和4年（2022年）3月に策定した登別市DX推進計画では、デジタルで「住みよいまちへ」、「働きやすい市役所へ」を基本理念に掲げ、デジタルを活用して市民サービスの向上に努めるとともに、職員の働き方を見直し、変革することで職員の負担を軽減させ、より質の高い業務に変化させていくことを目指してきました。

本計画における基本理念は、これまでの考え方を踏襲しながら地域全体のさらなるDXの推進を目指すため、「デジタルで新たな価値を ～市民にやさしく職員に活力を～」とします。

3-2 基本方針

少子高齢化・人口減少が進み、市民のニーズも多様化する中で、行政が抱える様々な課題を解決するためには、これまで取り組んできたBPR（業務改革）や市民サービスの向上を進めながら、職員のエンゲージメント向上などにも努める必要があります。

そのため、本計画は国や北海道などが進めるDX推進の方向性にベクトルを合わせつつ、基本理念を踏まえた目指すべき方向性として、基本方針を次のとおり設定します。

【基本方針Ⅰ】 フロントヤード改革による市民サービスの向上

市民が窓口に来庁しなくてもオンラインで行政手続きが行える環境や、窓口での手続きにおいて、申請書を書かずとも手続きが完了する環境を整備するなど、フロントヤード改革を進め、さらなる市民サービスの向上を目指します。

【基本方針Ⅱ】 地域情報化のさらなる推進

地域全体でデジタルに触れる機会を増やす取組を進めるほか、身近なサービスや生活に直結する情報などを入口としてデジタルの便利さが実感できる環境を整備することで、デジタル化による利便性が実感でき、日常の中で活用されるような、サービス起点による地域情報化を目指します。

【基本方針Ⅲ】 行政の効率化・職員の働き方改革の加速

これまでも進めてきたBPR（業務改革）に取り組むとともに、デジタル技術やAI等を積極的に活用するなどして職員がより高度な業務に注力できるような環境づくりを進めるほか、それぞれの所管において自律的なDXを推進するためにデジタル人材の育成を目指します。

3-3 計画の推進

(1) 組織体制の整備

本計画を総合的かつ着実に推進していくためには、庁内の推進体制を確立し、全庁的にDXの推進に向けて取り組む必要があることから、DXの推進を調整する機能を持った組織として、副市長及び部長職などで構成する「登別市DX推進委員会」を設置します。

具体的な実行体制については、より実効性のある計画とするため、行政改革担当部門及び情報担当部門がイニシアティブをとりながら、全庁的・横断的にDX推進施策の整合・調整を行い、庁内一丸となって本計画を推進します。

(2) 外部人材の活用

国が策定した自治体DX推進計画において、「高度専門人材は、自治体内部での育成は容易ではないことに加え、デジタル分野では専門性は高度に分化していることから、内部に適切な人材がない場合には、外部人材の活用を積極的に検討すべき」とされています。

本市では「政策推進フェロー」など専門的な知識や経験を有する外部人材を活用していることから、適宜支援や助言を受けながら、DXの推進に取り組めます。

(3) デジタル人材の育成

本計画を推進するためには、DXの推進を担う職員の育成も必要となります。国の自治体DX推進計画では、「DXの推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、その取組を推進するための組織体制の整備や、DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成など、DX推進体制の構築に取り組む」ことが求められており、また、「どのような組織体制のもと、どのような人材を確保・育成していくか、組織的・計画的に方針を決定した上で取り組む必要がある」と示されていることから、人事担当部門と連携しながらデジタル人材の育成を進めます。

(4) 財源の確保

DXの推進には、新たなデジタル技術の活用が有効であり、新たなツールの導入や運用にあたって一定のコストを要する場合があります。

そのため、国や北海道等の補助金・交付金や、有利な地方債を積極的に活用し、一般財源所要額の抑制を図ります。

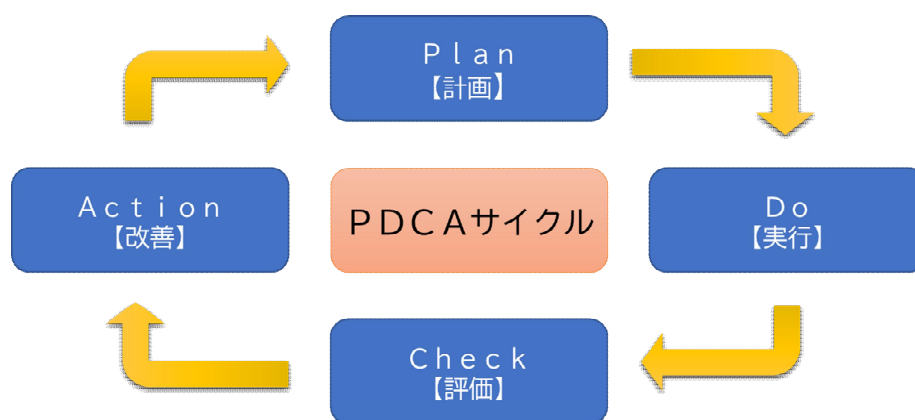
3-4 計画の点検・評価

本計画に基づくDXの推進にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画→Do：計画内容の実施→Check：計画・事業の進捗状況等の検証・評価→Action：計画・事業の見直し・改善、次期計画への反映サイクル）を行い、急速な技術進歩の動向や財政状況、国の動向等を見極めながら、計画の変更の要否も含めて継続的に検討し、計画の進行管理を行います。

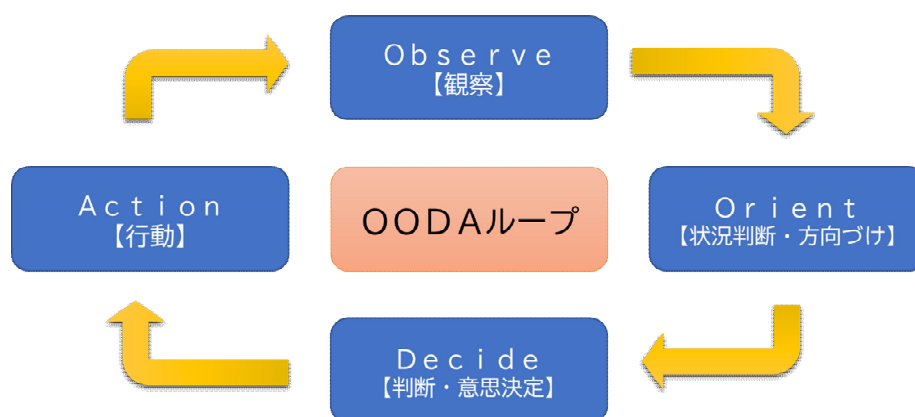
また、様々な行政課題に迅速に対応するためには、PDCAサイクルだけではなく、その時々課題をしっかりと捉え、分析し、PDCAサイクルより即応可能な「OODA（ウーダ）ループ」（Observe：観察⇒Orient：状況判断・方向づけ⇒Decide：判断・意思決定⇒Action：行動）による「意思決定」が効果的です。

目まぐるしく情勢が変化する現在の情報社会では、何よりスピードが重視されていることから、行政課題の緊急性等により、従来のPDCAサイクルを軸とした直線的取組に加え、時には「観察する」「判断する」「決定する」「行動する」というOODAのサイクルを活用しながら、DXを推進します。

【図 PDCAサイクル】



【図 OODAループ】





登別市総務部DX推進室DX推進グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話:0143-85-5109

メール:keiei@city.noboribetsu.lg.jp